

# 第3期 富士宮市障がい児福祉計画

(令和6年度 ～ 令和8年度)

富 士 宮 市

## 目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
第2章 計画策定の根拠法令	1
第3章 計画の期間	1
第4章 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備	
1 児童発達支援センターの設置について	2
2 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	2
3 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保	2
4 医療的ケア児支援	2
第5章 各年度における指定通所支援又は指定障がい児相談支援の種類ごとの 必要な見込み量	
1 障がい児相談支援	2
2 障がい児福祉サービス	3
第6章 計画の進捗状況の点検及び評価	5

## 第1章 計画の基本的な考え方

本計画は、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、「第8期富士宮市障がい者計画」に掲げる「生活支援の充実及び社会参加の促進」の具現化を目的とした障害福祉サービスに関する「実施計画」に位置付け、令和6年度から令和8年度までの目標値を設定し、その達成に向けた障がい福祉サービス等の必要量を的確に見込み、その確保のための方策を定めるとともに、サービス提供体制の計画的な整備を図るため、以下の「基本的考え方」に基づき策定するものです。

**基本的理念**（第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係る国の基本指針より）

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービス等の実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保・定着
- (7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

## 第2章 計画策定の根拠法令

児童福祉法（平成28年6月 一部改正） 第33条の20 第1項

（抜 粋）

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

## 第3章 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

## 第4章 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

### 1 児童発達支援センターの設置について

富士宮市児童発達支援センターを平成26年4月1日に設置。児童発達支援センターの機能として、「児童発達支援」と「地域支援」が義務付けられ、「児童発達支援」を富士宮市立あすなろ園が、「地域支援」を富士宮市療育支援センターが担っています。

### 2 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

本市においては、市単独事業で「園訪問・園支援事業」を実施しています。これは、児童が通う保育園・幼稚園等を訪問し、園での様子を観察し、情報を共有し、児童が集団の中で安心して生活するために必要な支援と環境調整を園と連携して行うための助言や提案をするものです。

### 3 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児とその家族が身近な地域で適切な支援を受けることができるようサービス提供の確保に努めます。

### 4 医療的ケア児支援

富士宮市地域自立支援協議会医療的ケア児(者)部会の中で、医療的ケア児支援のため、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携した支援に努めます。

## 第5章 各年度における指定通所支援又は指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込み量

### 1 障がい児相談支援

障がい児のライフステージに沿って、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支

援等の関係機関との連携による支援が必要となっており、その中核となるのが、障がい児相談支援の役割となります。

(1) 需要量の見込み（年度ごとの対象者数）

項目	6年度	7年度	8年度
障がい児相談支援	利用者 375 人 (ほかセルフプラン 200 人)	利用者 390 人 (ほかセルフプラン 190 人)	利用者 405 人 (ほかセルフプラン 180 人)

(2) 計画相談のあり方について

障害福祉サービス利用者の増加に伴い、計画相談の需要は高まっています。計画相談の事業所を増やし、利用者の増加に対応すると共に、適切なサービスの利用という観点から、セルフプランの減少に努め、相談支援事業による計画相談の実施を推進します。

		6年度	7年度	8年度
計画相談支援	利用者数	500	100	100
	相談支援 専門員数	5	1	1

## 2 障がい児福祉サービス

障がい児福祉サービスの利用者は特に放課後等デイサービスで著しく増加しており、子どもの健全な育成のため、個々の子どもに合わせた利用を呼びかけます。

放課後等デイサービスにおいては、事業所数が増加し、今後はサービスの質の向上に努める必要があります。事業所に対しては、家庭、地域、学校の後方支援と子どもの特性に合わせた療育を求めます。

(1) 需要量の見込み(1月当たり)

項目	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	(利用者 65 人) 750 人日分	(利用者 68 人) 775 人日分	(利用者 71 人) 800 人日分
放課後等デイサービス	(利用者 510 人) 7500 人日分	(利用者 510 人) 7500 人日分	(利用者 510 人) 7500 人日分
保育所等訪問支援	(利用者 5 人) 10 人日分	(利用者 10 人) 20 人日分	(利用者 20 人) 40 人日分
* 居宅訪問型児童発達支援	(利用者 0 人) 0 人日分	(利用者 0 人) 0 人日分	(利用者 0 人) 0 人日分

\* 【居宅訪問型児童発達支援】

障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対して、発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。

(2) 供給量確保のための方策及び基盤整備計画

放課後等デイサービス事業所については、充足しております。また、重症心身障がい児や医療的ケア児とその家族が身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

			6年度	7年度	8年度
放課後等デイサービス	利用者数	人分	0	0	0
	整備数	箇所	0	0	0
放課後等デイサービス (重症心身障がい児対応)	利用者数	人分	3	3	3
	整備数	箇所	1	1	1
児童発達支援	利用者数	人分	10	0	10
	整備数	箇所	1	0	1

(3) 障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障がい児のサービスについて、サービスの質の向上を図るため、富士宮市地域自立支援協議会等を活用するなど、事業所に対する研修の場を設けていくことに努めます。

基幹相談支援センターを中心に相談支援体制を強化し、重層的支援体制の一環として、福祉・保健・医療・教育及びその他の部門との連携を強化することで、総合的な支援の実施を目指します。

職員が相談支援研修等に参加し、審査支払等システムの審査結果を分析、関係自治体等で情報共有することにより、サービスの質の向上を図ります。

## 第6章 計画の進捗状況の点検及び評価

各年度において、サービス需要量・供給量等について計画の進捗状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な見直しを実施します。